

# **主な農業農村整備事業の採択基準と補助率**

**令和5年5月版**

**秋田県**

## 1 ほ場整備事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
農地集積加速化基盤整備事業 【農業生産基盤整備事業】 <県営>	○ハード事業 （ほ場や農業用用排水施設等の整備又は再整備を行い、法人などの高度経営体へ農用地の面的集積を図る）  ほ場整備に係わる事業の構成 ◆農地集積加速化基盤整備事業 - 農業生産基盤整備事業（ハード） - 農業経営高度化支援事業（ソフト） - 高度土地利用調整事業（指導事業） - 高度土地利用調整事業（調査・調整事業） - 高度経営体面的集積促進事業 - 中心経営体農地集積促進事業 - 耕地利用高度化推進事業  ◆農地中間管理機構関連ほ場整備事業 - 農業生産基盤整備事業（ハード） - 農業経営高度化支援事業（ソフト） - 高度土地利用調整事業（指導事業） - 高度土地利用調整事業（調査・調整事業） - 耕地利用高度化推進事業	(国の要件) ・以下事業の受益面積合計が20ha(10ha)以上 (1)農業用用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)除磧 ※(1)から(7)のうち2工種以上を実施 ※(3)、(5)は単独でも可 ・事業完了後30a以上区画が2/3以上 (但し、過疎・山振地域は30aを20aと読み替える) ・事業完了時において、担い手農地利用集積率が50%以上になることが確実と見込まれること	50 (55)	27.5 (27.5)	77.5 (82.5)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
農地中間管理機構関連ほ場整備事業 <県営>	○ハード事業 担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を行う	(国の要件) (1)事業対象農地の全てに農地中間管理権が設定されていること (2)事業対象農地面積: 10ha(5ha)以上 (事業対象農地を構成する各団地1ha(0.5ha)以上の連担化した農地) (3)農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上あること (4)事業完了5年以内に担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ概ね50%ポイント以上向上すること (5)事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上すること ・以下事業の基本要件 (1)農業用用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)除磧 ・事業完了後30a以上の区画が2/3以上 (但し、過疎・山村地域は30aを20aと読み替える)	62.5	27.5	90	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
高度土地利用調整事業 1,3,4,5は<県営> 2は<団体営>	○ソフト事業 1. 指導事業 ・土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するための普及・指導活動 2. 調査・調整事業 ・関係農家の意向調査活動 ・土地利用調整活動 ・関係機関との調整等調査・調整活動 3. 高度経営体面的集積促進事業 ・高度経営体の面的集積向上率に応じて、促進費を交付 4. 中心経営体農地集積促進事業 ・中心経営体の農地集積割合等に応じて、促進費を交付 5. 耕地利用高度化推進事業 ・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 ・暗渠の維持管理 ・表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工 ・その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	・高度経営体もしくは中心経営体を目標年度までに1以上育成 ・1.2の限度額 受益面積ごとに区分する以下の基準額に実施年数を乗じた額 1. 指導事業 ・60ha未満 150千円 ・60ha以上200ha未満 200千円 ・200ha以上 400千円 2. 調査・調整事業 ・60ha未満 1,500千円 ・60ha以上200ha未満 2,000千円 ・200ha以上 4,000千円 3. 高度経営体面的集積促進事業 ・高度経営体面的集積向上率が15%以上向上すること ・法人面的集積率が50%以上となること 4. 中心経営体農地集積促進事業 ・中心経営体集積率が55%以上となること ・法人面的集積率が50%以上となること ※3.4の限度額は別表1参照 5. 耕地利用高度化推進事業 ・限度額: ハード総事業費の2%以内	50 (55) 50 (55) 50 (55) 50 (55) 50 (55) 50 (55) 50 (55) 50 (55)	50 (45) 【37.5】 0 (0) 50 (55) 50 (45) 50 (45)	100 (100) 【100】 50 (55) 100 (100) 100 (100) 100 (100)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域 ※【 】内は、農地中間管理機構関連ほ場整備事業の場合 ※3.4の県補助率は令和4年度以降採択地区は未定

別表1 ほ場整備事業(ソフト事業)

事業名	農業経営高度化支援事業																																										
事業要件	<p>目標年度まで高度経営体もしくは中心経営体を1以上育成されることが確実と見込まれること。</p> <p>【高度経営体要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一定規模以上(4ha)の経営農用地を集積、利用し、かつ国環境規範を遵守する認定農業者</li> <li>②市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保し、農地を利用し、かつ国環境規範を遵守する認定農業者</li> <li>③特定農業団体であつて、7ha以上(中山間地域は4ha)の経営等農用地を集積するもの</li> <li>④品目別経営安定対策の対象者</li> <li>⑤市町村が特に認める担い手</li> </ul> <p>【中心経営体要件(R4まで)】</p> <p>人・農地プランにより位置づけられる「地域の中心となる経営体」である。ここで、人・農地プランとは、 ①人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23 経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したもの)を含む。) ②地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23 経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスター プランをいう。</p> <p>【中心経営体要件(R5から)】</p> <p>地域計画の目標地図に位置付けられた者のうち、下記に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①認定農業者</li> <li>②認定新規就農者</li> <li>③集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織)</li> <li>④市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者</li> <li>⑤上記の他、市町村が認める者</li> </ul>																																										
① 指導事業	都道府県が行う指導、助言、啓発普及活動に対する支援																																										
② 調査・調整事業	土地改良区等が行う土地利用調整活動に対する支援																																										
③ 高度経営体面的集積促進事業	<p>高度経営体の面的集積向上率に応じて、促進費を交付</p> <p>要件</p> <p>・基本プラン(限度額=対象事業費×助成割合) 高度経営体面的集積向上率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高度経営体面的集積向上率</th> <th>助成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%以上27.5%未満</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>27.5%以上40%未満</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>40%以上50%未満</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>50%以上65%未満</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>65%以上</td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未来プラン(限度額=対象事業費×法人面的集積率×助成割合) 法人面積集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人面的集積率</th> <th>助成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上70%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未来プランには、基本プランの高度経営体面的集積向上率に応じて、限度額あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高度経営体面的集積向上率</th> <th>15%以上20%未満</th> <th>20%以上35%未満</th> <th>35%以上45%未満</th> <th>45%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>促進費(法人支援)の交付限度額</td> <td>交付なし</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	高度経営体面的集積向上率	助成割合	15%以上27.5%未満	2.0%	27.5%以上40%未満	3.0%	40%以上50%未満	4.0%	50%以上65%未満	4.5%	65%以上	5.0%	法人面的集積率	助成割合	50%以上70%未満	1%	70%以上	2.5%	高度経営体面的集積向上率	15%以上20%未満	20%以上35%未満	35%以上45%未満	45%以上	促進費(法人支援)の交付限度額	交付なし	1%	2%	2.5%														
高度経営体面的集積向上率	助成割合																																										
15%以上27.5%未満	2.0%																																										
27.5%以上40%未満	3.0%																																										
40%以上50%未満	4.0%																																										
50%以上65%未満	4.5%																																										
65%以上	5.0%																																										
法人面的集積率	助成割合																																										
50%以上70%未満	1%																																										
70%以上	2.5%																																										
高度経営体面的集積向上率	15%以上20%未満	20%以上35%未満	35%以上45%未満	45%以上																																							
促進費(法人支援)の交付限度額	交付なし	1%	2%	2.5%																																							
④ 中心経営体農地集積促進事業	<p>中心経営体への農地集積割合等に応じて、促進費を交付</p> <p>要件</p> <p>・基本助成(限度額=対象事業費×基本助成割合) 中心経営体集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <p>・法人育成加算(限度額=対象事業費×法人育成助成割合×法人面積集積率) 法人面的集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <p>・集約化加算(限度額=対象事業費×集約化加算助成割合) 集約化の状況に応じて、対象事業費の一定割合を助成 集約化面積の割合が80%以上の場合のみ交付対象 ※助成は一般地域(国庫補助50%)で事業を実施する場合に限る</p> <p>条件不利地域(国庫補助55%地区)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>基本助成</th> <th>法人育成加算(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%以上65%未満</td> <td>2.0%</td> <td>+1.0%(計 3.0%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上70%未満</td> <td>3.0%</td> <td>法人面積集積率 +1.0%(計 4.0%)</td> </tr> <tr> <td>70%以上75%未満</td> <td></td> <td>+50%以上70%未満 +1.0% +2.5%(計 5.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満</td> <td>4.0%</td> <td>+2.5%(計 6.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>5.0%</td> <td>+2.5%(計 7.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般地域(国庫補助50%地区)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>基本助成</th> <th>法人育成加算(最大)</th> <th>集約化加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%以上65%未満</td> <td>3.0%</td> <td>+1.0%</td> <td>+1.0%(計 5.0%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上70%未満</td> <td>4.0%</td> <td>法人面積集積率 +1.0%</td> <td>+2.0%(計 7.0%)</td> </tr> <tr> <td>70%以上75%未満</td> <td></td> <td>+50%以上70%未満 +1.0% +2.5%</td> <td>+2.0%(計 8.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満</td> <td>5.0%</td> <td>+2.5%</td> <td>+3.0%(計 10.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>6.0%</td> <td>+2.5%</td> <td>+4.0%(計 12.5%)</td> </tr> </tbody> </table>	中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	55%以上65%未満	2.0%	+1.0%(計 3.0%)	65%以上70%未満	3.0%	法人面積集積率 +1.0%(計 4.0%)	70%以上75%未満		+50%以上70%未満 +1.0% +2.5%(計 5.5%)	75%以上85%未満	4.0%	+2.5%(計 6.5%)	85%以上	5.0%	+2.5%(計 7.5%)	中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	集約化加算	55%以上65%未満	3.0%	+1.0%	+1.0%(計 5.0%)	65%以上70%未満	4.0%	法人面積集積率 +1.0%	+2.0%(計 7.0%)	70%以上75%未満		+50%以上70%未満 +1.0% +2.5%	+2.0%(計 8.5%)	75%以上85%未満	5.0%	+2.5%	+3.0%(計 10.5%)	85%以上	6.0%	+2.5%	+4.0%(計 12.5%)
中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)																																									
55%以上65%未満	2.0%	+1.0%(計 3.0%)																																									
65%以上70%未満	3.0%	法人面積集積率 +1.0%(計 4.0%)																																									
70%以上75%未満		+50%以上70%未満 +1.0% +2.5%(計 5.5%)																																									
75%以上85%未満	4.0%	+2.5%(計 6.5%)																																									
85%以上	5.0%	+2.5%(計 7.5%)																																									
中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	集約化加算																																								
55%以上65%未満	3.0%	+1.0%	+1.0%(計 5.0%)																																								
65%以上70%未満	4.0%	法人面積集積率 +1.0%	+2.0%(計 7.0%)																																								
70%以上75%未満		+50%以上70%未満 +1.0% +2.5%	+2.0%(計 8.5%)																																								
75%以上85%未満	5.0%	+2.5%	+3.0%(計 10.5%)																																								
85%以上	6.0%	+2.5%	+4.0%(計 12.5%)																																								
⑤ 耕地利用高度化推進事業	事業完了後的小規模な条件整備に対する支援																																										

## 2 水利施設整備事業(1/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
かんがい排水事業 【一般型】 <県営>	水田を受益とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積200ha以上かつ末端支配面積100ha以上</li> <li>・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること</li> </ul>	(新設) 50	(新設) 25	(新設) 75	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
	畠地を受益とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積100ha以上かつ末端支配面積20ha以上</li> <li>・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること</li> </ul>		(更新) 50	(更新) 29	
かんがい排水事業 【農地集積促進型】 <県営>	担い手への農地集積・集約を促進するための農業用排水施設の新設、廃止又は変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積20(10)ha以上</li> <li>・事業完了時において担い手農地利用集積率が一定割合で増加すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 40%未満 → 50%以上</li> <li>イ 40%以上50%未満 → 10%ポイント以上の増</li> <li>ウ 50%以上55%未満 → 60%以上</li> <li>エ 55%以上90%未満 → 5%ポイント以上の増</li> <li>オ 90%以上95%未満 → 95%以上</li> <li>カ 95%以上 → 集積率の向上が図られる</li> </ul> </li> <li>・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること</li> </ul>	50 (55)	27.5 (27.5)	75.5 (82.5)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
かんがい排水事業 【排水対策特別型】 <県営>	収益性の高い水田営農の確立や排水不良田の改善に必要な排水機、排水樋門、排水路等の更新または整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積20ha以上かつ末端支配面積5ha以上</li> <li>・受益地が次のいずれかに該当で、かつ又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 降雨時に排水施設の能力が十分にないために湛水する水田</li> <li>イ 常時地下水位が高い水田 (田面より夏期50cm未満、冬期70cm未満)</li> <li>ウ ア又はイと一体的に整備することが必要な水田</li> </ul> </li> <li>・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること</li> </ul>	(新設) 50	(新設) 30	(新設) 80	
基幹水利施設ストックマネジメント事業 【一般型】 <県営> 法律補助	県営等造成施設(国営・県営土地改良造成施設)において、機能保全計画を策定し、その計画に基づいた対策工事の実施を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること</li> <li>・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・末端支配面積 100ha以上</li> <li>・総事業費20,000千円以上</li> </ul> </li> </ul>	50	29	79	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
	【一般型】 <県営> 予算補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること</li> <li>・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・末端支配面積 20ha以上</li> <li>・総事業費20,000千円以上</li> </ul> </li> </ul>				
基幹水利施設ストックマネジメント事業 【緊急型】 <県営> 予算補助	県営等造成施設のうち、迅速な対応が求められる施設機械や鋼構造物等の工種について対策工事を実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること</li> <li>・工事期間3年内での完了が見込まれること</li> <li>・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・末端支配面積 20ha以上</li> <li>・総事業費20,000千円以上かつ200,000千円未満であること</li> </ul> </li> </ul>	50 (55)	29 (29)	79 (84)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
	基幹水利施設ストックマネジメント事業 【管理型】 <県営>	国営造成施設のうち、県が管理している施設について機能保全計画に基づく対策工事を実施するもの				

## 2 水利施設整備事業(2/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
団体営農業水路等長寿命化事業 <団体営>	<p>農業用用排水施設の老朽化に対応した長寿命化対策、水管理や維持管理の労力低減、災害リスクに対応するための防災減災対策等の実施を支援するもの</p> <p>【機能保全計画策定】 ・水利施設整備と併せて行う機能保全計画の策定の実施</p> <p>【水利施設整備】 (ア) 農業用用排水施設及び付帯する施設の新設、廃止又は変更 (イ) (ア)と一体的に行う給水栓、維持管理施設、安全施設等の農業用用排水施設に付帯する施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国営造成施設と一体となる農業用用排水施設、又は国庫補助事業によって造成された農業用用排水施設であること</li> <li>・機能保全計画に基づいた施設整備を行うこと</li> </ul>	【機能保全計画策定】 100	【機能保全計画策定】 -	【機能保全計画策定】 100	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
小水力発電施設整備事業 <県営>	水路、ダム、ため池等の農業用用排水施設を活用した小水力発電のための施設整備(新設・更新)を実施するもの	・国実施要綱・要領の事業実施要件を満足するもの	50 (55)	25 (25)	75 (80)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域

### 3 農村地域防災減災事業等(1/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考															
			国	県	計																
防災ダム事業 <県営>	洪水調節用ダムの新設、改修	・被害農地面積100ha以上 ・農業関係効果50%以上	55	40	95																
ため池等整備事業 【ため池整備工事】 <県営・団体営>	・災害発生の防止等が必要な農業用ため池(災害防止用ダムを含む)の改修 ・ため池本来の整備とともに、貯水量や洪水防止機能を回復するための浚渫工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受益面積</th> <th>総事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>100ha以上 (70)</td> <td>80,000千円以上 (30,000)</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>40ha以上 (20)</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>10ha以上 (5)</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>10ha未満 (5)</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>・大規模の場合のみ、      1)堤高10m以上または貯水量10(5)万m<sup>3</sup>以上のもの      2)決壊による被害総額100,000(50,000)千円以上かつ農業関係以外の被害額が50,000千円以上、さらに住民の100(1)名以上の生命に危険が予測されるもの      -受益面積10ha未満の場合      1)貯水量1,000m<sup>3</sup>以上で関係農家2戸以上。      2)住民の生命に対する危険または公共施設に対する被害が予測されること      ・ため池浚渫工事は、貯水量に対する堆砂率が10%以上で、浚渫土を耕土や基盤土等として有効活用が図られ、ため池の安全性を損なわないこと</p>	種別	受益面積	総事業費	大規模	100ha以上 (70)	80,000千円以上 (30,000)	中規模	40ha以上 (20)	8,000千円以上	小規模	10ha以上 (5)	8,000千円以上	団体営	10ha未満 (5)	8,000千円以上	大規模 55 35	90		( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村
種別	受益面積	総事業費																			
大規模	100ha以上 (70)	80,000千円以上 (30,000)																			
中規模	40ha以上 (20)	8,000千円以上																			
小規模	10ha以上 (5)	8,000千円以上																			
団体営	10ha未満 (5)	8,000千円以上																			
ため池等整備事業 【用排水施設整備工事】 <県営・団体営>	・機能障害等により災害を引き起こす危険性がある農業用排水施設(頭首工、樋門、用排水機場、水路等)の新設、改修	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受益面積</th> <th>総事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>400(200)ha以上 千円以上</td> <td>80,000(30,000) 千円以上</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>100(50)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>20(10)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	受益面積	総事業費	大規模	400(200)ha以上 千円以上	80,000(30,000) 千円以上	小規模	100(50)ha以上	8,000千円以上	団体営	20(10)ha以上	8,000千円以上	大規模 55 28	83		( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村 → 市町村営 → その他			
種別	受益面積	総事業費																			
大規模	400(200)ha以上 千円以上	80,000(30,000) 千円以上																			
小規模	100(50)ha以上	8,000千円以上																			
団体営	20(10)ha以上	8,000千円以上																			
ため池等整備事業 【用排水施設整備工事】 (土砂崩壊防止) <県営>	土砂崩壊の危険がある場所における、擁壁、土留、土砂溜堰堤、水路等の整備	・受益面積 5ha以上 ・総事業費 8,000千円以上	50 (55)	35 (35)	85 (90)	( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村															
ため池等整備事業 【農業用河川工作物等応急対策】 <県営・団体営>	治水上、改善措置が必要な農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、橋梁等)の整備、補強	河川管理上支障を及ぼす恐れのあるもの	大規模 55 37	92		( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村															
湛水防除事業 <県営>	湛水被害を防除するための施設(排水機、排水樋門、排水路、堤防等)の新設、改修	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>総事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>100,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>100,000千円未満 50,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>50,000千円未満 8,000千円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>次のいずれかに該当すること      ①農業効果が50%以上であること      ②受益面積の50%以上が農用地であるもの</p>	種別	総事業費	大規模	100,000千円以上	小規模	100,000千円未満 50,000千円以上	団体営	50,000千円未満 8,000千円以上	大規模 55 未定	未定		( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村							
種別	総事業費																				
大規模	100,000千円以上																				
小規模	100,000千円未満 50,000千円以上																				
団体営	50,000千円未満 8,000千円以上																				

### 3 農村地域防災減災事業等(2/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
地すべり対策事業 <県営>	地すべりによる被害を除去又は軽減するため、承水路・水抜きボーリング、川の床止工、護岸工、杭打工、土留工等の実施 (地すべり防止工事)	・地すべり防止区域指定がされていること 1)地すべりが2級河川以上の河川に被害を及ぼすおそれのあること 2)鉄道、県道などに被害を及ぼすおそれのあるもの 3)学校、病院など重要な公共建物に被害を及ぼすおそれのあること 4)ため池の貯水量3万m <sup>3</sup> 以上、面積100ha以上の水路・農道などに被害を及ぼすおそれのあること 5)10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれのあること 6)農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあること ・総事業費70,000千円以上 (長寿命化計画に基づく対策工は、8,000千円以	50	50	100	
特定農業用管水路等特別対策事業 <県営>	石綿管(アスベスト)を含有する管水路等の製品老朽化による、農業者等の健康への影響を未然に防止するために撤去や管種変更等を実施  (1)石綿等が使用されている農業用管水路の撤去(撤去することが著しく困難又は不適な場合において行う当該石綿の劣化又は飛散防止措置を含む)及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 (2)(1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 (3)石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	・受益面積 県営 20ha以上 団体営 10ha以上  ・(1)、(2)を実施する場合、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上であること  ※石綿等とは、石綿障害予防規則第2条第1項第1号に規定するものをいう。	県営 50 (55)  団体営 50 (55)	35 (35)  未定	85 (90)  未定	( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村

## 4 農地耕作条件改善事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
農地耕作条件改善事業(簡易型)	<p><b>【概要】</b> 農地の耕作条件を改善し、地域の実情に応じた簡易な基盤整備(暗渠排水、区画拡大等)を行うことで、農地の集積や高収益作物への転換及びスマート農業などの先進的な営農体系の導入を支援する。</p> <p><b>【定額支援メニュー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ハード事業 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地灌漑施設、客土、除礫、用排水路・農道更新整備など</li> <li>②ソフト事業 条件改善推進費、高収益作物転換推進費</li> </ul> <p><b>【定率支援メニュー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ハード事業 GNSS基地局整備、管理省力化支援など</li> <li>②ソフト事業 先進的省力化技術導入支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、指導など</li> </ul>	<p><b>【事業実施区域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画を策定した区域</li> </ul> <p><b>【採択要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域内農地集積型           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構との連携を行うこと</li> <li>・地域内農地集積促進計画を作成</li> <li>・農地耕作条件改善計画を作成</li> <li>・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上</li> <li>・受益者数が農業者2者以上</li> </ul> </li> <li>②高収益作物転換型           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構との連携を行うこと</li> <li>・高収益作物転換促進計画を作成</li> <li>・農地耕作条件改善計画を作成</li> <li>・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上</li> <li>・受益者数が農業者2者以上</li> </ul> </li> <li>③スマート農業導入推進型           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構との連携を行うこと</li> <li>・スマート農業導入推進計画を作成</li> <li>・農地耕作条件改善計画を作成</li> <li>・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上</li> <li>・受益者数が農業者2者以上</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【事業実施主体】</b> 市町村、土地改良区、農地中間管理機構等</p>	定額 または 定率 50 (55)		定額 50 (55)	※( )内は、過疎・山振・特農・離島・半島・特豪・急傾斜の指定地域の場合

## 5 中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
中山間地域農業活性化計画策定支援事業(ソフト)	地域自らが策定する地域農業の営農計画、基盤整備計画及び地域活性化計画を策定する。	<p>農業地域類型区分の山間農業地域及び中山間農業地域に分類される旧旧市町村、、または知事が中山間地域に準じる地域として特に認める地域は次に掲げる地域。</p> <p>(1)「守りたい秋田の里地里山50」実施要領(平成27年6月22日付け農振317 秋田県農林水産部長通知)により認定された地域を含む地域</p> <p>(2)中山間地域等直接支払交付金の取組範囲を含む地域</p> <p>(3)その他、中山間地域に準じる地域として知事が特に認める地域</p>			定額	定額
中山間地域農業活性化基盤整備事業(ハード)	耕作放棄地の増加や施設の老朽化が著しい中山間地域において、地域農業に取り組むため、暗渠排水や用排水路などの小規模な基盤整備に対する支援を行う。	<p>(1)中山間地域農業活性化計画を策定していること。</p> <p>(2)事業完了年度の翌年度において事業実施前の耕地利用率が90%未満の場合は3ポイント以上增加すること、90%以上の場合は現状以上となること。</p> <p>(3)総事業費が2億円未満であること。</p>	50 (55)	30	80 (85)	補助率の( )内は、過疎・山振・半島・離島・特農・特豪で指定された地域
中山間水田畑地化整備事業(ハード)	営農条件が不利な中山間地域において、経営規模は小さくても一定の所得が確保できるよう、地域特産物等の本作化を図るために、水田の畑地化に必要な基盤整備等に対する支援を行う。	<p>(1)中山間地域農業活性化計画を策定していること。</p> <p>(2)原則5年以上、地域特産物の栽培を行うこと。ただし、野菜、花き、果樹以外を栽培する場合は、食品加工や流通・販売等に取り組むこと。</p> <p>(3)客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壤改良、暗渠の新設又は更新のうち、1工種以上を実施すること。</p> <p>(4)総事業費が2億円未満であること。</p>	50 (55)	40 (35)	90 (90)	補助率の( )内は、過疎・山振・半島・離島・特農・特豪で指定された地域

## 6 災害復旧事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
県営造成施設等突発事故復旧支援事業	暗渠やバイブルайн、揚水機は内部状態を目視することが困難であり、日常管理が適正に行われても、不測の事態により突発事故が発生するケースがあり、事故時の影響が甚大であることから、復旧工事にかかる費用を助成し、農家負担の軽減を図るものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な天然現象によるものではなく、通常の使用的範囲において、不測の事態により生じた農業水利施設の事故を対象とする。</li> <li>・国営または県営造成施設で、復旧を実施することで作付けへの支障を解消できること。</li> <li>・維持管理が適正に行われていること。</li> <li>・関係市町村が事業費の10%以上を補助すること。</li> </ul>	—	30	30	関係市町村と合わせ40%
農地・農業用施設小災害支援事業	自然災害による小規模な農地の災害復旧について支援し農家負担の軽減、離農・耕作放棄地発生防止を図る。	<p>○事業要件 以下のいずれかに該当していること ア 1つの災害で、県内における被害総額が3億円以上の災害 イ 1つの災害で、県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円以上の市町村が1以上ある災害</p> <p>○事業内容 1)対象工種 被災した農地で「国庫補助災害及び災害復旧事業債」の対象外のもの 2)対象市町村(次のいずれにも該当していること) ア 国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害 イ 農家助成を実施している市町村 3)補助対象額 10万円/箇所以上40万円/箇所未満で、かつ市町村の助成下限額が10万円以上の場合はその下限額 4)補助率 市町村の助成率以内、最大で事業費の1/3</p>	—	1/3	1/3	
県営農地災害復旧事業	異常なる天然現象によって発生した農地・農業用施設の災害復旧に対し、国の補助を受けて原形復旧工事を行って、農林水産業の維持を図る。	<p>○災害復旧事業の採択基準 雨量 24時間80mm以上又は1時間20mm以上 風速 最大風速15m/s以上 その他 異常な天然現象</p> <p>○県営災害復旧事業の採択基準 原則、団体営事業として実施するが、次に該当し申請者から要望がある場合は県営事業として実施する。 1)復旧事業費が1地区当たりおおむね100,000千円以上で、その関係受益面積がおおむね100ha以上 2)その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施工が適当と認められる地区</p>	工事費 50  委託費 —	15  100	65  100	
県営農業用施設災害復旧事業	異常なる天然現象によって発生した農業用施設の災害復旧に対し、国の補助を受けて原形復旧工事を行って、農林水産業の維持を図る。	<p>○災害復旧事業の採択基準 雨量 24時間80mm以上又は1時間20mm以上 風速 最大風速15m/s以上 その他 異常な天然現象</p> <p>○県営災害復旧事業の採択基準 原則、団体営事業として実施するが、次に該当し申請者から要望がある場合は県営事業として実施する。 1)復旧事業費が1地区当たりおおむね100,000千円以上で、その関係受益面積がおおむね100ha以上 2)ため池の場合 ・堤高10m以上または水量10万m<sup>3</sup>以上 ・受益面積40ha以上 ・復旧事業費50,000千円以上 3)その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施工が適当と認められる地区</p>	工事費 65  委託費 —	15  100	80  100	